

平成16年度関税法改正（帳簿保存関係 平成16年10月1日施行）

| 関税法  | 関税法施行令  | 関税法基本通達   |
|--|---|---|
| <p>（帳簿の備付け等）</p> <p>第94条 申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。次項において同じ。）を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第68条第2項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。</p> | <p>（帳簿の記載事項等）</p> <p>第83条 申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入する者（以下この条において「輸入者」という。）は、法第94条第1項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物（以下この条において「輸入許可貨物」という。）について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。</p> <p>2 第61条第1項の規定は、法第94条第1項に規定する政令で定める書類について、準用する。この場合において、第61条第1項中「輸入申告に係る貨物の」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の契約書、」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類及び」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が前項の書類又は輸入の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の第1項の帳簿への記載を省略することができる。</p> <p>4 輸入者は、第1項の帳簿及び第2項の書類（前項の規定により第1項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項において同じ。）を整理し、第一項の帳簿にあっては輸入許可貨物の輸入の許可の日の翌日（以下この項及び次項において「起算日」という。）から7年間、第2項の書類にあっては起算日から5年間（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合には、7年間）、輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸入許可貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地又は輸入者の住所地に保存しなければならない。</p> | <p>（帳簿の備付け等に関する用語の意義）</p> <p>94 - 1 法第94条（（帳簿の備付け等））に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は次による。</p> <p>(1) 法第94条第1項の規定により輸入者が備え付けることとされている「帳簿」とは、令第83条第1項（帳簿の記載事項等）に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸入者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、仕入書に輸入許可年月日及び輸入許可番号を追記したものでも差し支えない。</p> <p>(2) 令第83条第2項（（保存すべき書類））において読み替えて準用する令第61条第1項（（課税標準の決定のための書類））に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類」及び「その他の輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したものを除く）等の関係書類をいう。</p> <p>(3) 令第83条第4項（（帳簿の保存））に規定する「第1項の帳簿及び第2項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかになるように整理することをいう。</p> <p>(4) 令第83条第4項に規定する「その他これらに準ずるものの所在地」とは、代理人の事務所や寄託契約書等により保存を委託している営業倉庫等の所在地をいう。（省略）</p> |

| 関税法   | 関税法施行令   | 関税法基本通達 |
|---|--|---------|
| <p>2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条から第9条の2まで( 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外) 及び第11条第1項( 他の国税に関する法律の規定の適用) の規定は、申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(省略)</p> <p>第115条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 第7条の9第1項又は第94条第1項( 帳簿の備付け等) の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者</p> <p>6～8 (省略)</p> <p>(省略)</p> | <p>5 起算日から5年を経過した日以後の期間における前項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。</p> <p>6 法第94条第2項( 電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用) の規定において輸入者について電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律( 以下この項において「電子帳簿保存法」という。) の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>(省略)</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>第61条第1項 読替え規定</p> <p>法第68条第2項( 輸入申告に際しての提出書類) に規定する政令で定める書類は、輸入の許可を受けた貨物の契約書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類及び次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める書類とする。</p> <p>(省略)</p> |         |